

令和6年 クオリティライフ 冬号 いちかわ

12月発行

市川市消費生活センター
TEL:047-712-8631

目次

- P. 1 強引な不動産の訪問販売に注意
- P. 2 その健康食品、大丈夫？
- P. 3 インターネットのフリマサービス
- P. 4 柔軟仕上げ剤などの「香り」の情報・
不審な訪問業者に注意

弁護士による無料の多重債務相談を
行っています。(要予約)

☆ 消費生活センター
047-712-8629

強引な不動産販売コンサルタントの訪問販売に注意

～ 一人暮らしの若い男性が狙われています ～

市内の賃貸アパートに住んでいる一人暮らしの若い男性を狙った、強引な不動産コンサルタントの相談が多数寄せられています。

事例

営業員が突然訪問し、後から「上司」が合流し一方的に話を進める。インターホン越しに対応すると、「個人情報にかかわる事なのでここでは話せない」等と言い、室内に入れるようしつこく求める。

訪問の目的、会社名、営業員の名前等を言わず、名刺も出さずに「持ち家に興味はないか？」と持ち掛ける。断り切れずにいると話を強引に進めていき、長時間、例として深夜2時間程、居座る。

断ると「今まで説明した時間が無駄になった」「ここまで聞いていて断る気か」等と威圧的な言動や迷惑料を求めてくる。

住宅ローンの審査や会話の中で個人情報を確認され、場合によっては免許証や保険証等の提出を求める。不動産コンサルタントの名目で契約を迫り、50万円程度の支払いを求める。



画像は消費者庁イラスト集より

不動産コンサルタント契約を締結しても、契約書や名刺、誓約書等を持ち帰られてしまい、業者名や連絡先がわからない。

【アドバイス】

- ・来訪されても室内には絶対に入らず、対応はインターホン越しにしましょう。断わる際は「お断りします」「消費生活センターに相談します」等ときっぱりと断り、インターホンを切りましょう。曖昧な返答は禁物です。また、いかなる書面にもサインは禁物です。
- ・退去を求めても退去しない場合は、迷わず警察に通報しましょう。
- ・宅配便等の来訪が迷う場合は必ず訪問目的を聞き、訪問目的が曖昧な場合は対応しないようにしましょう。
- ・「不動産コンサルタント」の訪問販売であれば、法定書面受領後8日間はクーリング・オフが可能です。
- ・不審に思った場合や、トラブルにあった場合は最寄の消費生活センター等に相談しましょう。

その健康食品、大丈夫？

健康食品は「誰が、どのような製品をどのような目的で利用するか」によって、有益にも、有害にもなります。最近、紅麹原料を使った機能性表示食品の腎障害の報告が報道されましたが、安全に効果的に利用するためには十分な注意が必要です。

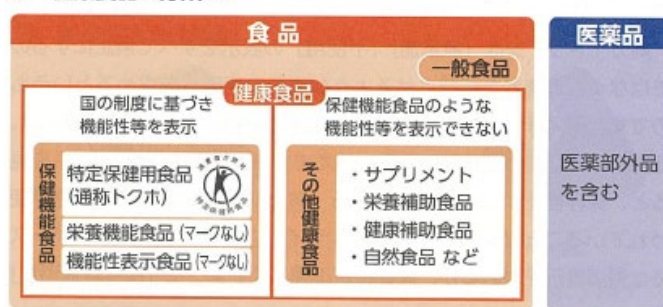
トクホと機能性表示食品の違い

健康食品はその機能性表示の可否から、保健機能食品の「特定保健用食品（トクホ）」「栄養機能食品」「機能性表示食品」と、それ以外に分けられます。

トクホは、製品全体としての有効性と安全性を国が客観的に審査しています。

一方、機能性表示食品は、主に1つの成分に関する有効性と安全性を事業者が文献等を参照し、事業者の責任で評価しています。

図 健康食品の分類*2



画像は消費者庁イラスト集等より

健康食品を摂取すれば「健康になる？」「病気が治る？」



健康食品の広告は有効性のみが強調されますが、それらをうのみにすると、経済被害や健康被害を受ける場合があります。錠剤・カプセル状の製品は特定成分が濃縮・強化されているので健康被害を受けやすいという特徴があります。

インターネット通販でダイエットや強壮・強精に関連した製品を入手し、それが無承認無認可医薬品の場合には重篤な健康被害を受ける事例も報告されています。

【アドバイス】

- ・倦怠感、食欲不振、発熱、黄疸、発疹、吐き気・嘔吐、かゆみ等の症状が持続する場合は、直ちに使用を中止し、医療機関を受診しましょう。
- ・基礎疾患のある人が、治療薬と健康食品を併用すると、治療薬の効果が減弱したり副作用が起きやすくなる可能性があるので医師や薬剤師に必ず相談しましょう。
- ・利用状況（製品名と販売者名、摂取日、摂取量、日々の体調）をメモしましょう。

インターネットのフリマサービス

観光地の青空広場で開催されるフリーマーケットだけでなく、最近はインターネット上で完結するフリマサービスが年齢を問わず人気です。

会員登録後に不用品に値を付けて出品し、他の会員が購入すれば、出品者が利益を得られるという仕組みですが、販売者の立場を楽しんだ後に、貯めた利益で物品を購入することもできます。出品物が新品未使用の場合など、取引額が市販品よりかなり安価なのも魅力です。

とはいえ、フリマサービスはあくまで個人間取引と捉えられ、手元に届いた物品に問題があったとしても、「出品者を評価」を確定した後は、フリマサービス運営業者による救済はありません。

個人間取引は消費生活ではありませんが、消費生活センターへの問い合わせが多いので相談事例を見てみましょう。



事例1（購入者として）

フリマサービスで新品未使用のブランドバッグを5,000円で購入した。代金を支払い物品が届いたがブランドマークが本物と違うと気がついた。買取業者の店に持参して値を付けてもらったら、やはり本物に似せた模倣品だと分かった。

【アドバイス】

高価な物品を安価で入手できると思い込み購入した後、物品が届いた時点で本物のブランド品でないと気づいた例です。

インターネット通販も同様ですが、フリマサービスでは、購入時に物品を手にとることができないという特色があります。取引相手が良識ある人物かどうかは事実上分かりません。十分に物品を確認した上で「出品者を評価」をしましょう。

事例2（出品者として）

フリマサービスで新品同様のブランドダウンコートを出品したら購入され、購入者に物品を送り、既に「出品者を評価」をされた。しかし、その後、購入者から「物品が偽物だと分かったので返金して欲しい」と連絡があった。

この物品は数年前にインターネット通販で購入したが、ずっと正規品だと信じていた。

【アドバイス】

個人間取引のトラブルは両者が取引に慣れていない素人であることから生じます。フリマサービスでは、分からなかった、知らなかった、という弁解が通用しません。会員登録する際には、運営業者の利用規約をよく読んでルールを理解しておきましょう。



画像は消費者庁イラスト集より

柔軟仕上げ剤などの「香り」に関する情報提供

柔軟仕上げ剤は衣類の風合いを柔らかく保つことや静電気防止効果を持つもので、香りの強さや種類を選択できるような商品が販売されています。

しかしその一方で「隣家の洗濯物の匂いがきつくて頭痛や吐き気がする」といった危害を訴える人も増加し、消費生活センター等にも「香り」に関する相談が寄せられています。こうした問題は近年「香害」と呼ばれることもあります。

【アドバイス】

- 「香り」の強さの感じ方には個人差があり、自分にとって快適な「香り」でも、他人には不快に感じ、中には体調を崩すという申し出もあることを認識しましょう。
- 購入の際は、商品のパッケージ等に記載されている「香りの強さの目安」を参考に選びましょう。
- 使用量の目安を参考に過度な使用は避けましょう。

《 香料が使われている製品の例 》

衣類の防虫剤、柔軟剤、洗剤、整髪剤、芳香剤など

(国民生活センター及び消費者庁資料等を参照)



突然、訪問してくる不審な業者に注意

リフォームや屋根、水道の点検と称し、突然、訪問してくる不審な業者が見受けられています。トラブルが多く発生しているのです、十分注意しましょう。

【アドバイス】

- 突然訪問してきた業者を安易に家に入れたり、点検させないようにしましょう。
- トラブルになった場合や不安がある場合は、警察や消費生活センターなどに相談しましょう。
- 特に高齢者のトラブルを防ぐためには、不審な人間が出入りしていたり、困った様子が見えたりしないかなど、日頃から高齢者の生活や言動、態度などを見守り、身近にいる周りの方が変化にいち早く気付くことが重要です。

情報の問い合わせ

市川市 消費生活センター

事務電話 047-712-8631

相談電話 047-712-8629